

ひたちなか市公害防止条例

ひたちなか市公害防止条例

平成6年11月1日
条例第80号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）	2
第2章	事業者の責務（第3条～第7条）	2
第3章	市長の責務（第8条～第12条）	3
第4章	市民の責務（第13条・第14条）	3
第5章	届出施設（第15条～第22条）	4
第6章	規制措置（第23条～第27条）	5
第7章	雑則（第28条～第37条）	6
第8章	罰則（第38条～第40条）	7
付則		7

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害関係法令並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)、大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例(平成17年茨城県条例第10号)及び水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成17年茨城県条例第11号)(以下「県生活環境条例等」と総称する。)に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭(以下「大気汚染等」という。)によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- 2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- 3 この条例にいう「関係法令」とは、環境基本法(平成5年法律第91号)及び同法に基づくすべての公害関係法令を含むものとする。
- 4 この条例において「工場等」とは、工場、事業所等事業活動を行う場所をいう。
- 5 この条例において「事業者」とは、工場等の事業主をいう。
- 6 この条例において「届出施設」とは、工場等において設置されている施設のうち、規則で定める施設をいう。
- 7 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項で定める廃棄物をいう。

第2章 事業者の責務

(基本事項)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って発生が予測される公害を防止するため最大限の努力を図り、その責任において、必要な措置を講じ、常に関係法令及び県生活環境条例等に定める規制基準及び施設管理基準並びに第23条に規定する基準を厳守するとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、その管理に係る公害の発生源、発生原因及び発生状況を常に監視観測し、整備点検、保守管理に万全を期すとともに、この条例の定めるところにより、市長に必要な報告をしなければならない。

(生活環境の保全)

第4条 事業者は、地域社会の生活環境を保全し、常に快適な生活を確保するため、進んで工場等及び周辺の清掃及び緑化等、環境の整備及び保全に努めなければならない。

(指定地域への立地)

第5条 事業者は、工場等を設置しようとするときは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域内に設置(家畜飼養を除く。)するように努めなければならない。

(工業用水道の使用)

第6条 事業者は、地下水の過剰くみ上げによる周辺井戸水への影響及び地盤の沈下を防止するため、工業用水道(上水道を含む。)の布設されている地域に立地している工場等又は立地しようとする工場等については、工業用水道を使用するように努めなければならない。

(産業廃棄物処理及び複合公害の防止)

第7条 事業者は、自らの責任において産業廃棄物を化学的方法その他の方法により無害化し、若しくは安全化し、又は廃棄物処理法の規定による処理を行うことにより、人の健康又は生活環境に被害を及ぼさないように処理しなければならない。

2 事業者は、他の事業者等と協力して、工場等からの排出物によって、複合公害が発生することのないように努めなければならない。

第3章 市長の責務

(基本事項)

第8条 市長は、国又は県が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、あらゆる施策を通じて公害の防止に努め良好な生活環境を保全し、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するように努めなければならない。

2 市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

(監視観測)

第9条 市長は、大気汚染等の状況を常に監視観測し、科学的資料の収集及び研究に努めなければならない。

(公表)

第10条 市長は、前条に規定する監視観測の結果を公表しなければならない。

(環境保護)

第11条 市長は、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。

(防止指導)

第12条 市長は、公害の防止に関する意識高揚の普及啓蒙に努めるとともに、公害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかに現地調査をし、必要かつ適切な指導を行わなければならない。

第4章 市民の責務

(基本事項)

第13条 市民は、常に公害を発生させることのないように努めるとともに、地域社会の快適な生活環境を確保するように努めなければならない。

(協力)

第14条 市民は、公害の発生状況等を監視するとともに市長又は関係機関等が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第5章 届出施設

(届出施設)

第15条 届出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 工場の名称及び所在地
- (3) 業種及び製造品目
- (4) 届出施設の種類(騒音に係る届出施設にあつては、届出施設の種類ごとの数)
- (5) 届出施設の構造(騒音に係る届出施設を除く。)
- (6) 管理の方法又は公害防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第16条 一の施設が届出施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が届出施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更)

第17条 第15条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第15条第4号から第6号までに掲げる事項(騒音に係る届出施設にあつては、同条第4号又は第6号に掲げる事項)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、騒音に係る届出施設にあつては、同条第4号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同条第6号に掲げる事項の変更が当該届出施設を設置している工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

(氏名等の変更)

第18条 第15条又は第16条の規定による届出をした者は、その届出に係る第15条第1号から第3号までに掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る届出施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第19条 第15条又は第16条の規定による届出をした者から、その届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第15条又は第16条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る届出施設(騒音に係る届出施設にあつては、その届出に係る工場等に設置する届出施設のすべて)を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出施設(騒音に係る届出施設にあつては、当該届出施設のすべて)を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第15条又は第16条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第 20 条 市長は、第 15 条又は第 17 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る届出施設から排出される排出物が第 23 条の規定に定める規制基準に適合しないと認めたときは、その届出受理後 30 日以内に限り、その届出をした者と協議し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法又は公害の防止方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第 21 条 第 15 条又は第 17 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第 15 条又は第 17 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めたときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(完成届及び使用開始の制限)

第 22 条 第 15 条又は第 17 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る届出施設の設置又は変更の工事が完成した日から 15 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、届出をした後でなければ当該届出に係る届出施設又は届出施設の変更部分の使用を開始してはならない。

第 6 章 規制措置

(規制基準)

第 23 条 市長は、届出施設に関する規制基準について、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度を限度とし、規則で定めるものとする。

(防止の勧告)

第 24 条 市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある事業者に対し、期限を定めて、建物若しくは施設の構造又は使用の方法その他公害の防止について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、速やかにその防止について必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第 25 条 市長は、前条第 2 項の規定による措置を講じない者に対し、防止に必要な限度において、期限を付して当該施設の使用の停止、移転若しくは除去、作業の停止又は物品の撤去その他の措置を命ずることができる。

(措置命令の通知)

第 26 条 市長は、前条の規定による措置を命じようとするときは、あらかじめその措置を命じようとする者に対してその命じようとする措置及びその理由を通知しなければならない。

(措置の届出)

第 27 条 第 24 条第 1 項の規定による勧告又は第 25 条の規定による命令を受けた者が、その勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

第7章 雑則

(公害防止の要請)

第28条 市長は、公害防止の措置について必要があると認めるときは、国又は県に対し、公害の防止に関し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(報告及び立入調査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対して報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により、調査若しくは検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告、立入に対する協力義務)

第30条 前条に規定する関係者は、正当な理由がない限り、必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

(調査の請求)

第31条 市長は、公害を受けている者若しくはそのおそれのある者又は公害を発生させるおそれのある者から調査の請求があったときは、速やかに調査し、又は県知事に対してその調査を請求し、その結果を当該請求者に通知しなければならない。

(公害防止の紛争の処理)

第32条 公害の防止に関し紛争が生じたときは、当事者は市長に対し、当該紛争を解決するためあっせんの申立てをすることができる。

2 市長は、前項に規定する申立てに基づき、必要があると認めるときは当該紛争のあっせんを行い、解決に努めなければならない。

(援助)

第33条 市長は、事業者が公害防止の施設の整備を促進するため、公害防止の施設の設置若しくは改善につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(広域にわたる公害防止等の措置)

第34条 市長は、大気汚染等により、人の健康又は生活環境に係る被害が他市町村より生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき、又は他市町村へ被害を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるときは、県及び関係市町村と協力して必要な措置を講ずるものとする。

(公害防止の協定)

第35条 市長は、必要があると認めるときは、当該事業者と公害の防止に関する協定を締結することができる。

(諮問)

第36条 市長は、公害の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じようとするときは、ひたちなか市環境審議会の意見を聞かなければならない。

(1) 第2条第6項に規定する届出施設を定めるとき。

(2) 第23条に規定する規制基準を定めるとき、又は改正するとき。

(3) この条例の規定に基づく処分についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てに

対する決定をするとき。

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

第 38 条 第 25 条の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 15 条から第 17 条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 20 条の規定による命令に違反した者
- (3) 第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 40 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第 38 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条から第 17 条まで及び第 38 条から第 40 条までの規定は、合併前の那珂湊市域については、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日までに、合併前の勝田市公害防止条例(昭和 47 年勝田市条例第 1 号)又は那珂湊市公害防止条例(昭和 63 年那珂湊市条例第 1 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の勝田市公害防止条例の適用を受けていた者がこの条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、同条例の例による。

付 則(平成 6 年条例第 164 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 13 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 37 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。